

地域少年会の健全育成

福島市教育委員会

一、はじめに

本市の少年教育の振興課題については、早くから少年をとりまく教育環境の整備に努力し、地域少年団体の組織化と、育成に意を注いできた。

しかし、社会構造の変化によって、家庭、学校、地域の連けいが希薄となり、少年団体活動での有志指導者の発掘・養成、育成会のあり方等について検討する必要に迫られている。

このこととあいまって、地域少年団体の組織と運営、日常活動への育成援助、施設の充実についても、どのような対処していくか、現状をふまえて、今後の方策について述べてみたい。

二、少年教育の現状

本市においては、社会教育審議会の答申建議をふまえて、昭和五十年七月本市社会教育委員会議から「福島市における在学少年教育のあり方について」の答申が出されたことよって、少年教育の具体的事業の推進をすすめている。

これらの事業実施については、市内全地域を総括しての児童文化センター活動と、各地域ごとには、それぞれの公民館が事業を企画し、少年をはじめ、大人の組織である育成会、PTA等を対象に、育成指導に取り組んでいる。

1、児童文化センター活動
市内の小中学校児童生徒を対象に、児童文化活動の場として、科学、美術創作等の教室、クラブを開設している。また地域少年団体を対象として、

ジュニアリーダーの初級・中級講習会各種スポーツ大会を開催し、少年会活動の育成援助をはかっている。

更に五十二年度からは、義務教育期間に一回は、プラネタリウムを中心に、学校や家庭では得られない学習をさせるため、市内小学校四年生全員にセンター学習を実施し、子供たちから好評を得ている。

2、公民館活動

市内には、本年四月から開館した三河台公民館をふくめて十一の公民館が設置され、地域の実情に即した少年対象事業を企画、展開に当たっている。ことに前述のとおり、社会教育委員会の答申が出されてから、各種の事業を実施している。

ここでは創作活動、伝承あそび、リ



ふるさと遊び大会



竹馬をつくってあそぼう

ダー養成等を年間にわたった継続プログラムを設定しており、市内では、清水、西、北、飯坂、信夫、吾妻の六公民館をかぞえる。
また他の公民館でも、少年会育成会やPTAと連携いして、育成講座、少年のつどい、スポーツ行事を実施している。

いづれも、公民館管内における。地域少年団体の日常活動への波及、育成を図っている現状にある。

三、福島市の少年教育施策

1、青少年指導員の設置
市全体の少年教育の振興を図るために、青少年指導員制度を設け、少年活動、青年活動の助言指導、実技指導等